

## 『成年被後見人の選挙権回復』

被後見人の選挙権を巡って現在進行している事態は、障害者の人としての権利の根幹に関わる問題です。名兒耶匠さんの弁護をしている杉浦ひとみ弁護士から、裁判の経過や意義について伺い、一緒に考えてみましょう。

- ◆日時：2013年 5月11日(土) 18:00~20:00 (17:30から受け付けます)
- ◆会場：港区立障害保健福祉センター(ヒューマンぷらざ) 7階 竹芝小ホール  
(港区芝1丁目8番23号 電話：03-5439-2511)
- ◆テーマ：『成年被後見人の選挙権回復』
- ◆講師：杉浦ひとみ (成年被後見人選挙権裁判主任弁護士)
- ◆参加費：サポート研会員は無料 それ以外の方は1,000円(当日徴収します)  
会場の定員は50名です。定員になり次第締め切りますので必ず事前の申し込みをお願いいたします。

公職選挙法第11条1項1号は、成年被後見人には選挙権がないと定めています。知的障害のある名兒耶匠さんは両親とともに選挙に参加していましたが、被後見人になった時から選挙に参加できなくなり、選挙権回復のために東京地裁に訴えました。その後、埼玉・京都・北海道でも同様の裁判が始まりました。

3月14日に、東京地裁は「選挙権行使の能力」は否定しなかったものの「成年後見制度を選挙権制限に流用する公職選挙法の規定は憲法違反である」との判決を下しました。裁判長は名兒耶匠さんに「どうぞ選挙権を行使して、社会に参加してください。胸をはってよい人生を送ってください。」と語りかけました。

その後様々な団体が控訴をしないように政府に訴えましたが、政府は控訴をしました。同時に与党にこの問題の委員会が設置されました。その中では「公職選挙法第11条1項1号を削除する法改正を今国会に出すべき」「選挙に参加できる能力を定めるべき」「選挙の不正を防止する対策を講じるべき」等の意見があり、見通しは不明です。

一方「選挙権行使の能力」という考え方が問題となっています。東京都国立市にある滝乃川学園では、候補者が知的障害者に直接に訴える会を開き、重度者を含めて希望者全員が投票に参加しています。書けない人には、口頭や指さして候補者を特定すれば市職員が代筆をします。特定しない時には白紙投票となります。もう30年以上も続いています。この方法ならば「選挙権行使の能力」を問う必要はありません。

被後見人の選挙権を巡って現在進行している事態は、障害者の人としての権利の根幹に関わる問題です。名兒耶匠さんの弁護をしている杉浦ひとみ弁護士から、裁判の経過や意義について伺い、一緒に考えてみましょう。

申し込みはメールあるいはファクシミリでお願いします。

◇申し込みアドレス [support-ken@forest.ocn.ne.jp](mailto:support-ken@forest.ocn.ne.jp)

(お名前、会員あるいは非会員、所属、連絡先を記載してください)

◇申し込みファクシミリ 0467-54-5498 翔の会村尾宛

(この用紙のままファクシミリしてください)

会員・ 非会員 (  してください )

|     |  |
|-----|--|
| お名前 |  |
| 所属  |  |
| 連絡先 |  |



